

【 手術 】**３１３ 手術時等のペルフルブタンの算定について**

《令和６年９月３０日》

○ 取扱い

- ① 次の手術時のペルフルブタン（ソナゾイド注射用）の算定は、原則として認められる。
 - (1) K697-2 肝悪性腫瘍マイクロ波凝固法
 - (2) K697-3 肝悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法
- ② 次の傷病名（診断確定時を含む。）に対する超音波内視鏡検査時のペルフルブタン（ソナゾイド注射用）の算定は、原則として認められない。
 - (1) 胆のう炎
 - (2) 胆管炎
 - (3) 脾臓炎
 - (4) 膵炎・膵管内乳頭粘液性腫瘍等の膵疾患

○ 取扱いを作成した根拠等

ペルフルブタン（ソナゾイド注射用）の添付文書の効能又は効果は、「超音波検査における下記造影※」であり、肝臓では、本剤のマイクロバブルは、クッパー細胞に取り込まれることから、細網内皮系を有さない肝腫瘍の鑑別診断、肝小病変の検出ならびにマイクロ波凝固法やラジオ波焼灼療法などの局所治療における治療ガイド（病変位置の正確な把握）や治療効果の判定に有用とされる。

以上のことから、肝悪性腫瘍マイクロ波凝固法及び肝悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法施行時における超音波検査時のペルフルブタン（ソナゾイド注射用）の算定は原則として認められると判断した。

一方、胆道系の炎症疾患や脾臓炎、膵腫瘍性疾患に対して本薬剤の適応がない。

以上のことから、胆嚢炎、胆管炎、脾臓炎、膵管内乳頭粘液性腫瘍等の膵疾患に対する超音波内視鏡検査時のペルフルブタン（ソナゾイド注射用）の算定は原則として認められないと判断した。

（※）肝腫瘍性病変、乳房腫瘍性病変